

○予算決算委員会

令和2年3月17日（火曜日）

午前10時0分 再開

午後 5時3分 閉会

○三橋和史委員 三橋でございます。

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例案について、市長に伺います。

本条例案の立案過程につきましては、提出されている資料76番に記載されておりますように、部長級職員らが出席している会議の議事録を見れば、その法務能力の低さが如実に表れているものであり、恥ずかしいほど質の低い議論が行われておりました。この点につきましては、出席の理事者については、よく勉強していただくということが必要であると考えております。

このような実態から、私は意見公募手続に付された段階から条例素案の問題点を指摘し、所管課とも意見交換を進めてきたところであります。担当職員においては、よく調査研究されたものと見受けられ、内容そのものとしては特に問題がない条例案に仕上がっていると考えております。

ただ、条例につきましては、憲法適合性や法令適合性が問題になるだけでなく、実効性を確保することができるか、つまり、この条例が絵に描いた餅にならず、現実に機能して、社会問題を解決することができるかということにも意識を向けなければなりません。

すなわち、本条例は新たな取締法規として現実に発生している諸課題に対応していくものであるわけでありますから、この執行のためには必ず新たな財政措置及び人事上の措置が必要であります。

そこでお尋ねしますが、この条例の執行のために、予算案のいずれの項目において新たな財政措置をしているのか、まず1点目、お答えください。

○仲川元庸市長 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例案について、この条例が施行された際に、実行していくための予算をどのように計上しているかということでございますが、事業費という部分については、特に新年度側では計上はしていないという状況でございます。

○三橋和史委員 事業費として新たな計上がないということでございます。

次にお尋ねしますが、いずれの部署が責任を持って所管していくこととなるのか。これに関連して、新たな人事上の措置はどのように行うのか。つまり、職員の加配についての考えをお答えください。

○仲川元庸市長 基本的には、この条例の運用に際しましては、土砂等による災害発生防止を担当する業務、そして生活環境保全を担当する業務についてそれぞれ担当部署を定めて、実務を行う体制を整えていきたいと考えております。

加えまして、職員の加配という御質問でございますけれども、この点については、現在人事作業をさせていただいている中でございますが、新しい条例がスムーズに運用できますように、しっかりとした体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

○三橋和史委員 そのしっかりとした体制でございますが、職員の加配があるのかないのかお答えいただけますか。

○仲川元庸市長 まだ、数の問題と専門性を含めた質の問題と両論、人事異動には伴ってこようか

と存じております。

基本的には、この条例は昨年、実際奈良市内で起きた現実の問題を基に動いていることでもございますので、その部分については、加配も含めてしっかりと対応していきたいと考えております。

○三橋和史委員 ただいまの答弁によりますと、複数の既存の部署で基本的には分担していくということになりますから、一元的な管理をすることができない上、当該部署においては、ただでさえ不十分な状態の既存業務に加えて、新たな業務が増えるということになるわけでありまして、新たな人事上の措置も不十分であるということであれば、これは看過することができない問題だと考えております。

持ち時間の関係でここでは詳細な議論ができませんが、本条例案につきましては、内容上の問題はともかくとして、平成27年頃から社会問題化し始めた事項と関連しまして、奈良県庁における砂防三法に係る一部事務のずさんな管理実態が今なお継続していることから、運用上の懸念が残ることとなります。現時点において、奈良市がこの条例を制定することとしましても、砂防業務及び関係法令による規制については都道府県の所管とされているものが多くあり、典型的な二重行政による無駄の発生を招来することは明白であります。

仮に当面の間の措置として埋立て等に対する規制を奈良市において実施していくこととなったとしても、先ほどの答弁からも明らかなように、奈良市における限られた財政力及び技術力という現実的な問題、決して十分とは言えない人的資源の配置状況並びに埋立て等の行為の性質等に鑑みると、本来的には広域自治体である奈良県において適切に行われることが最も効率的で最善の施策であると考えております。

この点について、奈良県全体を視野に置いて、土砂の埋立て等に対する規制を行っていくため、仮にこの条例が成立した場合であっても、近隣府県と同様に、今後奈良県に対して本条例案と同種の県条例の制定を求めていく考えがないかどうかについて伺います。

○仲川元庸市長 今回の条例提案につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年7月から8月にかけて、市内で土砂が無秩序に搬入をされた場所で大規模な崩落が生じたということがきっかけでございます。

一方で、委員御指摘のように、やはり県単位でしっかりと管理をしていかなければ、条例がない県内の市町村にまた集中して土砂の持込みがなされるという懸念がございます。

県におきましては、現に砂防業務を担当されている専門的な知識をお持ちであるということでもございますので、本市の条例が制定をされた後は、やはり県単位での条例化も含めて検討していただくことが重要であると考えております。

この点につきましては、奈良県市長会の中でも今議論をしておりますして、各市の今の対応状況の違いということを少し情報共有し、今後県に対する政策提言等につなげていきたいということを議論している状況でございます。

○三橋和史委員 ただいま答弁にありましたように、奈良市は私と認識をほぼ共有されているものと理解しております。

この点につきましては、市長がお示しのその方針と、ただいま経緯の紹介をいただきましたけれども、共有している認識、また思いを後押しするためにも、私としましても、ただいま市議会に提案しております奈良県の関係機関に対する土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定等を求める意見書案に議員各位の御賛同を頂戴すべく努力をいたしたいと考えております。

宅地造成等規制法に基づく関連業務などと類似した側面がある一方で、現実には発生している事案からも明らかなように、埋立て等について広く一般的規制を加えていこうとすれば、対象行為の規模も大きい。また、その対応のためには多額の財政上の担保と高度の専門的知見及び技術力が必要であり、都道府県であっても必要に応じて国土交通省の支援や助言を経て実施しているというのが現実であります。この条例が成立すれば、新たな分野において市民等の生命の保護という重大な責務が奈良市に課せられることとなります。

繰り返しになりますが、当面の措置として奈良市が規制を加えていくこととしても、限られた財政力及び技術力という現実的な問題、決して十分とは言えない人的資源の配置状況並びに埋立て等の行為の性質等に鑑みると、継続的にこれを奈良市が実施していくことは重過ぎる負担を背負うことにもなります。

行政全体として最適化した状態について検討すれば、市長の今し方の答弁のとおり、近い将来において奈良県の責任で適切に対応されるために、奈良県に対して本条例案と同種の県条例の制定を求めているよう望みます。この点について、いま一度御答弁いただきたいと思っております。

○仲川元庸市長 近隣の都道府県におきましても、県単位で取組をされているところについては、一定の効果が出てきているというふうに向っております。

そういった意味で、これは最終は県の判断ということにはなりますが、市町村の声という部分も含めまして、市としても、そのような声をしっかりと上げてまいりたいというふうに向っております。

○三橋和史委員 はい、ありがとうございました。

以上であります。